

障害者文化芸術活動推進計画検討懇話会 第1回会議・第2回会議での主な意見

<計画の方向性>

- 文化芸術活動をとおして、共生社会の実現を目指すことが大切。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行を契機に、障害の有無にかかわらず活躍できる社会の実現ために、滋賀県の早くからの取組を糧として計画を策定すべき。
- 福祉事業所等の支援者や特別支援学校の教員等が、本計画によって文化芸術活動に関心を示すことのできる、意識を変えていくような具体的な取組を示すべき。
- 裾野から高みを伸ばしていくのには福祉で出来る限界がある。福祉から文化振興にバトンタッチできるよう、しっかりとした連携ができるような計画にすべき。
- 障害のある作家やアーティストは、養護学校の教員や福祉事業所等の支援者などに見出されることで活躍の機会を得ることが多い。よって、そうした身近にいる方の意見をしっかりと反映した計画にしてほしい。

<施策の方向性（鑑賞・参加・創造機会の充実）>

- 鑑賞機会について、情報保障だけではなく、知的障害や発達障害等、障害の特性に合った鑑賞の機会を充実させることを考えることも大切。
- 障害者の作品やパフォーマンスを芸術として見る目が育っていない。どうすれば障害者が生き生き活動し、多くの人の目に触れて素晴らしいと思ってもらえるかが大切。

<施策の方向性（「人」づくり）>

- 文化施設や文化事業者、学芸員、アーティスト等が福祉分野の専門家等から、障害の特性やその支援方法を学ぶことができる機会を設けることが必要。
- 福祉の現場の職員と文化芸術分野の人が、お互いにスキルや意識を相互に持つことで、障害者の文化芸術活動を豊かにすることができるのではないか。
- 音声ガイドや字幕を作る人材等、舞台芸術分野の人材不足が課題。例えば、鑑賞現場や表現活動の現場など、具体的にどの場所でどういう人材が不足しているのか整理する必要がある。
- 発表の機会やそれを創作する場の提供、それをどうホールや専門のところとつないでいけば良いのか、中間支援を行う人やコーディネートできる人などの人材育成が大きな課題。

<施策の方向性（「場」づくり）>

- 障害者の文化芸術活動をとおして、多様な人の価値観が集積する「場」を生み出すことは非常に重要。
- 障害の有無に関わらず文化芸術に触れあい、誰もが「いいよね」と発信者になるためには、県民を含め多様な人が集い文化芸術に触れあう「場」が県内各所にあり、そうした「場」で気楽に関わり合うことで、支える人や障害のある芸術家等を見出すことにもつながり、活動の広がりを見せるのではないか。
- 共感を持つ多様な人材が出会えるための情報発信とともにネットワークを構築することが大切。
- 障害者が子どもや高齢者、市民と交流しながら、文化芸術活動を通して共生社会をつくっていく「場」、県内はもとより全国規模の様々な実践や研究、人材育成、発信もできるような「場」、恒常的にパフォーマンスができるような「場」の整備が重要。

<施策の方向性（その他）>

- 著作権や所有権、作品等の売買について、障害のある芸術家やその家族がそうした対応に困らないような環境になることが大切。
- 障害者の芸術を鑑賞する側の意識の変革を起こす施策の構築が必要。